

奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

奈良県教育委員会委員長 花山院弘匡

### 奈良県教育委員会規則第二号

奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則

奈良県教職員結核対策専門委員会規則（昭和二十八年六月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十人」を「十人以内」に改め、同条第二項中「教育長が」を「教育委員会が委嘱し、又は」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十七年一月二十九日から施行する。